

5 第 1 号陳情 交通反則切符の押印欄の取扱いに関する意見書の提出を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 5 年 1 月 4 日

陳 情 者 東大和市湖畔 3-1134-3
安武 徹

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

地方自治法第 99 条の規定に基づき、以下の 2 つの意見書の提出を求める。

- 1 警察庁に対する 交通反則切符の押印欄を早急に廃止するよう求める旨の意見書
- 2 警視庁に対する 交通反則切符の作成に際しては、押印並びに指印は任意であることを明確に違反者に通知することを求める旨の意見書

陳情理由

交通違反の取締りにおいて使用される交通反則切符の様式には押印欄が存在するが、違反者が取締り時に印章を持ち合わせていることはまれであるため、事実上、警察官は違反者に交通反則切符への指印を求めることとなるのが通例だと考えられる。

しかし、個人情報保護の重要性が高まっている昨今において、重要な個人情報である指紋の提供となる指印を求められることは違反者にとって大きな精神的負担であるばかりでなく、警察官が違反者に対して、まるで法的義務でもあるかのように違反者の意思を一顧だにすることもなく、安易にプライバシー性の高い指紋の提供となる指印を求めることは個人の尊厳を著しくないがしろにする重大な人権侵害である。

交通反則切符における「供述書(甲)」欄の作成に際しては、令和 3 年 9 月 7 日付の警察庁交通局交通指導課長名での通達、警察庁丁交指発第 83 号により、警察関係者に対して、交通反則切符への押印もしくは指印が任意であることについて注意喚起をするとともに社会一般に対しても適切に周知をするよう要請しており、さらに本通達は昨年、河野太郎デジタル大臣が書類への不要な押印の廃止を推進する趣旨で自身の SNS 上に掲載したことが、新聞テレビ等のマスメディアにおいても広く報道されたところであるが、実際の運用として現場の警察官に交通反則切符への押印等が任意であることが周知徹底されているとは到底言い難い。

事実、私自身昨年11月の初めに原付二種の尾灯不良を理由に警視庁第八方面交通機動に所属する警察官から交通反則切符への指印を求められた。

その際かかる報道がなされており、任意であるなら押印や指印をする意思がない旨を明確に申し伝えたが、取締りを担当した警察官からはそのような取扱いはしていない旨の本通達の趣旨を逸脱した説明を繰り返され、申出をかたくなに拒絶されたために、結局交通反則切符に指印せざるを得なかった。

警察官による事実上の指印の強制であり、個人の財産権と基本的人権に対する不当な侵害である。

署名とともに求められる押印又は指印は、交通反則切符の供述欄を違反者本人が作成したことが確認できるようにすることを目的として求められるものであるが、現在の交通違反取締り業務においては運転免許証に電磁的に記録された本人確認情報を警察官の保有する端末で読み取った上で、交通反則切符が作成されることから、違反者に対して交通反則切符に署名をさせた上にさらに重ねて押印や指印まで求める必要はない。

また交通反則金の制度の趣旨は、軽微な反則の場合に刑事手続によらず反則金の納付によることで、違反者に必要十分な反省を促し、交通規則の遵守を強く意識させることにはあるが、個人情報の保護が強く意識される昨今の社会環境下において、法定されている以上に違反者に過度な精神的負担を強いて指印を求めることは全く相当ではない。

よって現状必要性が全く存在しない交通反則切符の押印欄は早急に廃止すべきであるし、さらにそれだけではなく、交通反則切符の押印欄が存在する間についても、押印や指印を求める取締り業務においては、その取扱いを法の趣旨にのっとり適正化する必要がある。

個人情報の保護が強く意識される現状の社会環境下にあつて、違反者が指印をしているものの大半は、私のように事実上警察官から強制されたものを除けば、それが任意であることを全く知らされていないからであつて、仮に違反者が押印や指印が全くの任意であることを知らされていたのであれば、たまたま認印を持ち合わせていて押印するようなことはあり得ても、任意で指印をするケースは極めて少ないはずだと考えるのが妥当である。

軽微な交通違反の違反者も、その大半は日常において真面目に勤労し納税する善良な市民であると思慮するが、善良な市民が単に法律や通達に疎く日常なじみがないがゆえに個人情報の保護という近年極めて重要となった権利を全く行使することができないという状況は信義則や公序良俗の理念に立脚する日本の法治国家の在り方として決して健全な状況であるとは言えない。

警察庁通達では各都道府県警察のウェブサイト等で押印等が任意である旨を適切に周知をするよう求めているが、一般の市民の中で日常的に警察のウェブサイトを開覧している市民はごく一部の少数であり、警察のウェブサイトにはわざわざアクセスすることのないそれ以外の多数の市民にとっては交通反則切符への押印等が任意であることについて何も知らされていないのと全く同然である。

近年、個人情報の保護が個人にとって極めて重要な権利となってきたことに鑑みれば、警察が刑事事件の被疑者の逮捕時に被疑者には弁護人依頼権があることを通知すると同様に、交通反則切符の作成時に指印や押印を求めるのであれば、そのときに違反者に対して明確に指印や押印は任意であることを個々に通知するのが当然である。

なお、誤解のないように付言しておく、私は警察による交通違反の取締り業務そのものについてまで否定しているわけではない。

昨今問題となっているいわゆるあおり運転や、飲酒運転あるいは意図的な車両の速度超過違反など交通法規を大きく逸脱する悪質な違反にとどまらず、一時停止違反、車両運行時の携帯電話等の使用、横断歩道での歩行者優先義務違反など日常生活で日々起こりがちな軽微な違反をも交通法規に従って、警察が適正に取り締まることが市民の交通法規への遵法意識を高め、交通安全の確保に大きく寄与していることは私も市民の一人として認めるどころであり、交通違反の取締り業務そのものには何らの異存もない。

日常の車体の安全点検を励行しているにもかかわらず、車体の経年劣化により走行中偶発的に発生した灯火不良により、交通反則切符の交付を受けるに至ったことはいささか残念ではあるが、法律上も所有者責任の定めがされている以上、私に交通反則切符が交付されたこと自体はやむを得ないものとして納得している。

交通違反の取締り業務は直接的に社会全体の交通安全に資するのみならず、警察の存在を社会全体により身近に意識させることで、間接的にも重大な犯罪行為に対する大きな抑止力となっている点からも今以上に警察が交通違反の取締り業務を積極的に継続し注力して行くことが望ましい。

東大和市にあっては、子供やお年寄りが安全に暮らせる生活環境を確保するためにも横断歩道での歩行者優先義務違反をはじめ、日常生活で日々起こりがちな軽微な違反についてもより積極的な取締りを行う必要があるが、日常生活で日々起こりがちな軽微な違反についても現状以上に積極的な取締りを行い市民全体に警察の存在をより身近なものとするためには、取締りの対象となる市民の警察に対する強い信頼感の醸成が必須である。

しかしながら軽微な交通違反の取締りにおいて、個人情報の保護という市民にとって極めて重要な権利がないがしろにされるような状態が放置されるのであれば、市民

の警察に対する信頼感の醸成など到底望めるものではない。

以上のように認識するのであれば、いたずらに違反者への過度な精神的負担を生じさせている指印を徴求する事務を廃止するだけでなく、交通違反の取締り業務において通達を逸脱した不適正な取扱いにより警察行政に対する市民の無用な不信感の惹起を回避するためにも、そもそもの元凶となっている交通反則切符の押印欄は、早急に廃止すべきものであるし、また押印欄が廃止されるまでの間についても、交通反則切符の作成時には違反者に対して指印や押印は任意であることを明確に通知した上で適正な取締り業務を行うよう警視庁の内部でも周知徹底がされるべきであると考えている。

よって、私は東大和市議会に警察庁に対する交通反則切符の押印欄を早急に廃止とする旨の意見書と警視庁に対する交通反則切符の作成に際しては、押印並びに指印は任意であることを明確に違反者に通知することを求める旨の意見書の2つの意見書を提出するよう強く求めるものである。